

## 公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成 18 年 3 月

評価対象（事業名）	労働安全・衛生コンサルタントの登録の代行業務	
担当部局・課	主管部局・課	労働基準局安全衛生部計画課
	関係部局・課	

## 1. 事業の内容

## (1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	3	労働者が安心して快適に働くことが出来る環境を整備すること
施策目標	2	労働者の安全と健康の確保を図ること
	I	事業場における安全衛生水準の一層の向上を図ること

## (2) 事業の概要

事業内容（委託・推薦）
<p>労働安全衛生法では、事業場における労働者の安全と健康を確保するため、事業場の安全又は衛生についての診断及びこれに基づく指導を行うことを業とする労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントについて規定している。当該資格を有する者の登録に関する事務に関しては、厚生労働大臣の指定を受けた（社）日本労働安全衛生コンサルタント会が代行している。</p> <p>&lt;参考&gt; 労働安全衛生法第84条、同法第85条の2</p>
関連公益法人名
（社）日本労働安全衛生コンサルタント会

## 2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析
<p>労働安全衛生法では、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントは、事業場における労働者の安全と健康を確保するため、事業場の安全又は衛生についての診断及びこれに基づく指導を行うこととしている。この場合、診断や指導の内容が不適切であると労働災害防止にとって望ましくない結果を生じさせかねない。このため、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントには、診断や指導をなし得るだけの高度な専門知識・経験が求められ、登録制度によってその能力を公証する必要がある。</p> <p>登録事務については、全国斉一的に適正かつ確実な実施を行う必要があるが、行政事務の効率的運営の観点からも、その遂行能力のある法人を指定し、登録事務の代行を行わせることとしている。また、（社）日本労働安全衛生コンサルタント会は、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントに対する専門知識等の普及啓発に関する実績があることから、登録事務の適正かつ効率的な実施に最も適当な主体であ</p>

る。

<参考>

コンサルタントの登録状況（平成18年3月末現在）

労働安全コンサルタント		労働衛生コンサルタント	
試験の区分	登録者数	試験の区分	登録者数
機 械	593人	保 健 衛 生 労働衛生工学	2,809人 382人
電 気	330人		
化 学	280人		
土 木	2,170人		
建 築	536人		
合 計	3,909人	合 計	3,191人

評価結果（事務・事業の必要性）

上記のとおり、労働者の安全と健康を確保するため、引き続き、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント資格者の登録により資質の確保は必要であるとと  
もに、指定機関が登録事務を実施することで、制度の円滑な運用を図っていく。

3. 特記事項

なし。